

VIII その他

1. 徴税費等の状況

(単位:千円、%)

区 分			平成31年度			令和2年度			令和3年度		
			金 額	構成比	前年 度 比	金 額	構成比	前年 度 比	金 額	構成比	前年 度 比
市 税 (A)			4,758,447	78.08	98.70	4,622,194	78.31	95.82	4,676,237	78.22	96.40
個 人 道 民 税 (B)			1,335,725	21.92	100.57	1,279,921	21.69	96.94	1,302,336	21.78	95.51
合 計 (C)			6,094,172	100.00	99.10	5,902,115	100.00	96.06	5,978,573	100.00	96.21
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	59,164	39.49	98.12	55,724	40.93	91.82	53,727	42.20	87.02
		諸 手 当	34,146	22.79	89.32	34,994	25.71	98.66	33,470	26.29	94.24
		そ の 他	19,711	13.15	101.98	23,610	17.34	115.20	23,364	18.35	110.20
		小 計	113,021	75.43	95.90	114,328	83.98	98.01	110,561	86.84	93.34
	需 用 費	旅 費	839	0.56	97.22	654	0.48	63.13	228	0.18	25.42
		そ の 他	35,803	23.89	113.35	21,149	15.54	99.93	16,345	12.84	76.77
		小 計	36,642	24.45	99.80	21,803	16.02	82.18	16,573	13.02	74.69
	そ の 他	報奨金及びこれに 類する経費	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-
		そ の 他	175	0.12	406.98	0	0.00	0.00	177	0.14	102.91
		小 計	175	0.12	406.98	0	0.00	0.00	177	0.14	102.91
	合 計 (D)		149,838	100.00	96.91	136,131	100.00	95.02	127,311	100.00	90.41
	道 民 税 徴 収 取 扱 費	納税通知及び納税義務者 数を基準とした金額	54,510	100.00	98.53	54,489	100.00	98.63	53,796	100.00	98.15
		報奨金の額に相当する金 額	1	0.00	100.00	0	0.00	0.00	0	0.00	-
		合 計 (E)	54,511	100.00	98.53	54,489	100.00	98.62	53,796	100.00	98.15
道民税徴収取扱費を除く徴税費 (D)-(E)=(F)			95,327		96.01	81,642		92.76	73,515		85.48
税収入 に対する 徴収 費の 割合	市税及び個人道 民税に対する割 合 (D)/(C)	2.46			2.31			2.13			
	市税に対する割 合 (F)/(A)	2.00			1.77			1.57			
徴 税 吏 員 数			20			20			20		

※各年課税状況調より

2. 市税現行税率等一覧 — 1 —

区分	課税客体・納税義務者等	賦課期日	税 率	申告期限	納 期 限
市 民 税	個人	1月1日	均等割 3,500円 所得割 6%	市民税の申告 3月15日 給与支払報告書 1月31日	<普通徴収> 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 10月31日 第4期 12月26日 <特別徴収> 徴収月:6月～翌年5月 納期限:徴収月の翌月10日
	法人		<均等割> ① 資本金の金額が1,000万円以下である法人で 市内に有する事務所、事業所又は寮などの従 業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 60,000円 ② 資本金の金額が1,000万円以下である法人 で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 144,000円 ③ 資本金の金額が1,000万円を超え1億円以下 である法人で従業者数の合計数が50人以下の もの 年額 156,000円 ④ 資本金の金額が1,000万円を超え1億円以下 である法人で従業者数の合計数が50人を超え るもの 年額 180,000円 ⑤ 資本金の金額が1億円を超え10億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人以下の もの 年額 192,000円 ⑥ 資本金の金額が1億円を超え10億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人を超える もの 年額 480,000円 ⑦ 資本金の金額が10億円を超え50億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人以下の もの 年額 492,000円 ⑧ 資本金の金額が10億円を超え50億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人を超える超え るもの 年額 2,100,000円 ⑨ 資本金の金額が50億円を超える法人で従業 者数の合計数が50人を超える超えるもの 年額 3,600,000円 <法人税割> 8.4%	事業年度終了後 2ヶ月以内 均等割りのみは 5月1日	申告期限と同じ 事業年度終了後2ヶ月以内 均等割りのみは 5月1日
	固定資産税	1月1日	1.4% (免税点) ・土地 30万円 ・家屋 20万円 ・償却資産 150万円	償却資産の申告 1月31日	第1期 5月31日 第2期 8月 1日 第3期 9月30日 第4期 11月30日
都市計画税	(課税客体) 都市計画区域内(用途地域内)に存在する 土地・家屋 (納税義務者) 都市計画区域内(用途地域内)に存在する 土地・家屋の所有者	1月1日	0.3% (免税点) ・固定資産税が免税点となるもの		固定資産税と同じ

2. 市税現行税率等一覧 ―2―

区 分	課税客体・納税義務者	賦課期日	税 率	申 告 期 限	納 期 限
軽自動車税種別割	(課税客体) 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車 雪上車 (納税義務者) 軽自動車等の所有者又は使用者	4月1日	1) 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 2) 軽自動車 2輪のもの(側車付含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上 のもの 乗用のもので営業用 6,900円 " 自家用 10,800円 貨物用のもので営業用 3,800円 " 自家用 5,000円 3) 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他のもの 5,900円 4) 二輪の小型自動車 6,000円 5) 雪上車 3,600円	(取得申告) 所有者等となった日から15日以内 (廃車申告) 所有者等でなくなった日から30日以内	全期分 5月31日
環境自 性自動車 割税	(課税客体) 売買などで軽自動車を取得した取得者	取得時	非課税、1%、2% (免税点) 取得価格の50万円		
たばこ 税	(課税客体) たばこ販売 (納税義務者) たばこ製造者又は卸売販売業者		R4.4.1現在 6,552円/1,000本	毎月販売分につき 翌月末日まで	申告期限と同じ 毎月販売分につき 翌月末日まで
特別土 地保有 税	(課税客体) 土地 (納税義務者) 土地の所有者又は取得者		保有・・・土地取得価格の 1.4% 取得・・・土地取得価格の 3.0% (免税点) 5,000㎡		※平成15年度より 当分の間、課税停止
入湯 税	(納税義務者) 鉱泉温泉の入浴客 ただし次に掲げる者は課税免除 (1) 年齢12歳未満のもの (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に 入湯する者 (3) 療養のため引続き7日以上滞在して 入湯する者 (4) 修学旅行の生徒及び引率の教員 (5) 日帰りで入湯する者 (徴収の方法) 旅館等の経営者による特別徴収		1人1日 150円	翌月15日まで	申告期限と同じ 翌月15日まで
国市 有資 産等 所在 交付 金	(交付金算定客体) 国、地方公共団体所有の固定資産で 貸付資産等 (交付義務者) 国、地方公共団体	前年の3月31日	交付金算定標準額の 1.4%		交付期限 6月30日